

「令和7年いわくら夏まつり市民盆おどり」併催

いわくら de ナイトマルシェ 出店要領

令和7年（2025）年4月10日版

会場：アデリア総合体育文化センター駐車場

主催：岩倉市・NPO 法人いわくら観光振興会

目次

開催概要	1
出店までの流れ	2
出店イメージ	3
出店申込みについて	4
出店の詳細	6
テント設置の仕方	10
露店営業が可能な品目	11
火気取扱いについて	12
露店等開設における遵守事項	13
出店条件・審査について	14
各種申請について	15
商品の搬入、搬出について	16
注意事項	18
雨天時等の対応について	19
保険について	20

開催概要

- 目的：農産物・加工品、商工業品等の販売などを行うことで、消費者、生産者、商工業者相互の交流を深めるとともに、いわくら夏まつり市民盆おどりに更なる賑わいを創出する。
- 名称：いわくら de ナイトマルシェ
- 開催日：令和7年8月15日（金）、16日（土）
※雨天の場合は17日（日）に順延
- 時間：午後5時30分～午後8時30分
- 会場：アデリア総合体育文化センター(岩倉市総合体育文化センター)駐車場
- 住所：愛知県岩倉市鈴井町下新田123番地
- 募集数：テント - 8ブース程度（第2駐車場）
キッチンカー - 10台程度（第1駐車場及び第2駐車場）
※応募状況により、店舗数及び出店場所が変更になる場合があります。
※応募多数の場合は市内事業者を優先し、抽選を行います。
- 入場料：なし
- 駐車場：なし（公共交通機関をご利用ください）
※出店者は別途用意
※シャトルバスの運行あり(市役所⇄アデリア総合体育文化センター)
- 駐輪場：アデリア総合体育文化センター駐輪場及び臨時駐輪場
- アクセス：名鉄犬山線「岩倉駅」下車、徒歩15分
名鉄バス一宮線「西市」下車徒歩4分
- 主催：岩倉市、NPO法人いわくら観光振興会

出店までの流れ

【出店を希望する方】

- NPO 法人いわくら観光振興会ホームページから出店申込書をダウンロードするか、岩倉市役所 1 階いわくら観光振興会にて直接お受け取りください。



【出店申し込み】

- 出店申込書に必要な事項を記入の上、各必要書類をメールまたは郵送（メールアドレスを記載して）にて提出してください。
※ mail@iwakura-kanko.com の受信許可設定を必ず行ってください
- 申し込み期限は令和 7 年 6 月 20 日(金)午後 5 時（必着）となります。

【提出物】 → 詳細は P.4 へ

- ① 出店申込書
 - ② 出店者の写真付き身分証明書(運転免許証等)のコピー
 - ③ 出店予定の商品写真*
 - ④ 出店販売風景の写真*
 - ⑤ 食品営業許可証のコピーまたは食品衛生者証のコピー(飲食出店者のみ)
- ※③及び④は、過去に「いわくら de ナイトマルシェ」や「ミニ SL マーケット」に出店した際と同様であれば、提出の必要はありません。

【提出先】

- E メール mail@iwakura-kanko.com
- 郵送先 〒482-8686 愛知県岩倉市栄町 1 丁目 66 番地 岩倉市役所 1F
NPO 法人いわくら観光振興会



【出店審査】

- 主催者による出店審査結果をメールでご連絡いたします。
- 審査内容につきましては、P.14 の「出店審査」の項目をご覧ください。
- 具体的な審査要件についてはお答えできません。



【出店・駐車許可証の送付】

- 出店可能の場合は、基本的にメールで出店・駐車許可証を送ります。
- 出店当日の入場証にもなりますので、メールで出店・駐車許可証は必ず印刷して当日お持ちください。

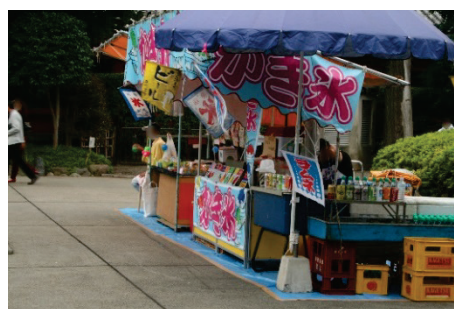
出店イメージ

「いわくら de ナイトマルシェ」では、お客様と出店者様のお互いが楽しめ、満足いただけるような「笑顔」があふれるイベントを目指しています。
よって、主催者では以下に記載されているイラストや写真のようなディスプレイで出店してください。

◎イベントイメージに適した例



×イベントイメージに適さない例



出店申込みについて

【必要提出書類について】

- (1) **出店申込書**
「いわくら de ナイトマルシェ」への出店申込を行うための書類です。
- (2) **出店者の写真付き身分証明書のコピー**
出店者の身分証明書として使用します。
その他の使用目的では使用せず、主催者で個人情報保護法に基づき管理いたします。
- (3) **出品予定の商品写真**
事前に商品を主催者が確認するために使用します。
- (4) **出店販売風景の写真**
出店販売風景が、本イベントイメージに適しているか確認のために使用します。(イメージに合わない場合は、出店をお断りさせていただきます。)
飲食出店者の方は、愛知県内保健所の衛生基準に満たしているかの判断も致しますので、水道や火気設備など複数枚添付してください。
- (5) **営業許可証等のコピー（飲食出店者のみ）**
すべての飲食出店で、営業許可証のコピーが必要となります。

【申込内容について】

申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに主催者までお届けください。
申請した販売品目を変更・追加する場合は、あらかじめ主催者に連絡してください。
イベント当日、申請されていない品目は販売できない場合があります。

【パンや焼き菓子、その他、ご自身で加工品を扱っていらっしゃる方へ】

菓子製造許可証など各種許可証が必須となります。お持ちでない方は出店できません。

当日は、許可証のコピーをお持ちください。お持ち頂けない方は出店を取りやめて頂きます。その際には返金はございませんので、ご了承ください。

【移動販売車の方へ】

「**営業許可証**」が必須となります。お持ちでない方は出店できません。

当日は、証明書(営業許可証、車検証、車両図面、食品衛生責任者)すべてのコピーをお持ちください。お持ち頂けない方は出店を取りやめて頂きます。

その際には返金はございませんので、ご了承ください。

出店申込みについて

【アレルギー原因物質を含む食品の表示について】

容器包装された加工食品、食品添加物で、アレルギー物質を含む物については、アレルギー物質の表示を義務化、または推奨となっておりますのでご注意ください。

① 省令で表示義務化(8品目)

えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

② 表示を推奨(20品目)

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、マカダミアナッツ

【食品表示について】

容器包装された食品は原則として、表示が必要となります。

表示の相談については、製造所、加工所を管轄する保健所にご相談ください。

食品表示がないものについては、「いわくら de ナイトマルシェ」では販売できません。

※ 食品の表示例について以下を参考にしてください。製品名、原材料、内容量、保存方法、賞味期限、製造者、販売者、栄養成分表示等の表記についてご確認をお願いします。

※ 例

名称	漬物(醤油漬)
原材料	キュウリ・醤油・塩・保存料(ソルビン酸)・着色料(黄色4・青1)・調味料(アミノ酸)
内容量	250g
保存方法	要冷蔵
賞味期限	令和〇年〇月〇日
製造者	〇〇食品株式会社 〇県〇市〇町〇番地
販売者	〇〇株式会社 〇県〇市〇町〇番地
栄養成分表示	(1個(〇g)当たり)熱量〇kca…

出店の詳細

当事業の趣旨に賛同し、販売物の適合性や身分証明等、主催者の審査を受け、適格と認められた団体及び個人事業者。なお、市内在住を問いません。募集定数を超えた場合は、主催者にて市内事業者優先の上、出店の可否を決定し、ご連絡いたします。

【出店料について】

出店料・・・10,000円（税込）/2日

露店営業、キッチンカー販売、弁当、酒精飲料、清涼飲料水

○ 団体・個人事業者を対象としています。

○ 金・土・日の3日間ご都合のつく方

（日曜日は天候による順延があった場合のみ開催）

天候の影響等により主催者判断で開催中止になった場合、出店料の一部（1日につき2,000円）を返戻します。

※天候の影響等により主催者判断で開催時間が短縮された場合は、返金いたしません。

【テントブースについて】

- ・ ブースサイズは 3m x 3m です。
- ・ テント、テーブル、イス、什器などは各自で用意してください。
- ・ テント固定用の重りは各自で1 テントにつき4 箇所以上ご用意ください。足1本10kg程度（全部で40kg程度）が目安です ※P.10 参照
- ・ 水道設備は、アテリア総合体育文化センター駐車場内に設けられる臨時設備をご使用ください。ただし、調理用としては利用できませんので、必要な場合は各自ご用意ください。

【キッチンカーについて】

- ・ ブースサイズは 6m x 3m です。発電機や看板等、すべての什器等を区画内に配置してください。
- ・ キッチンカーを展開する（ハッチバックドアを開ける等）にあたり、ブースサイズをはみ出す場合は別途お知らせください。
- ・ その他必要な設備、什器などは各自で用意してください。

出店の詳細

【電源について】

- 店内照明用の電源の貸し出しは、1 コンセント当り 1,000 円/日×2 日間= 2,000 円です。その際に使用する延長コード等は、各自でご用意願います。
一店舗当たり 1,500w まで使用できますが、容量を超えますとブレーカーが働き停電する場合があります。申込書に使用容量（使用器具）をご記入ください。
また、車をアイドリングした状態での電気使用は、排気ガスが発生し、会場及びその周辺環境に悪影響を及ぼすため禁止とさせていただきます。
なお、調理器具用の電源ではありませんので、調理に電気をご使用の場合は発電機等を各自でご用意ください。

【販売可能な商品の確認】

- 野菜、果物をはじめとする農産物は国産を原則とします。
- 水産物については、出店者は名称や原産地の表示を明らかにし、解凍・養殖の区別、常温販売、冷蔵販売、冷凍販売の区分を自らの責任で遵守し販売してください。
- 一般流通している市販品の販売を主とすることは、原則禁止です。
※加工品の販売を主とし、その他での市販品の販売は OK です。
（例：自家製造のパンの販売を主とし、付随して市販品の飲料水の販売など）
- 届け出の必要な販売物は、必要書類の提出が無い場合は販売できません。
- 販売される商品の内訳につきましては、出店申込書にて申請していただき、事務局にて出店品目の確認をさせていただきます。
- 申請や販売状態などに虚偽があると認められる場合、是正勧告や販売停止等をする場合があります。

【加工品の販売について】

- 加工品は、国産農水産物を主原料としたものとします。
- 加工品には、製造販売業の許可書が必要なものがあります。
- 管轄保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示（製品名、原材料、内容量、保存方法、賞味期限、製造者、販売者、栄養成分表示等）を記載した商品を販売してください。
- 食品の販売については、申込者各自の責任の中で行っていただきます。
- 営業許可は、各自で江南保健所にて事前に取得頂きます。

【飲酒について】

- ブース内での飲酒及び、酒酔い状態での接客は禁止です。

出店の詳細

【喫煙について】

- ブース内を含め、会場内では喫煙禁止です。

【トイレについて】

- アテリア総合体育文化センターのトイレをご利用ください。

【清掃・ゴミ処理について】

- ブース内の清掃は、各出店者の責任において行なっていただきます。
- テントの出店の方は、油汚れ等を防止するための床面(アスファルト等)の養生を必ず行ってください。汚れが付着した場合、原状回復をお願いします。
- ブース内および周辺のゴミ等は、各自でお持ち帰りください。
- 会場にゴミステーションは設置されますが、飲食関連の出店者においては、あらかじめゴミ袋(箱)等を備えるなど自店商品の使い捨て食器等の回収にご協力ください。
- 営業終了時にはブース位置及び周辺の清掃をお願いします。

【販売品責任について】

- 出店者の販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属いたします。出品物の保護については、出店者自身が責任をもってご対応ください。
- 出店者は上記に同意し、かつ食中毒等の予防に万全の注意をお願いします。

【警備および出店物の保護】

- 主催者は、会場内で発生した出店物に関する事故に対して一切の責任を負いません。出店に係る保険などは、必要に応じて各自で加入してください。

【販売価格について】

- 適正価格での販売をお願い致します。市場価格より著しく安価な価格設定はご遠慮ください。

【駐車場について】

- 出店者用の駐車場は、1台のみをご用意しております。2台目以降は、民間の有料駐車場をご利用ください。
- 指定の場所に駐車をお願いします。
- 駐車の際は、出店許可証を車内から見える位置に置いて駐車してください。

出店の詳細

【商品袋について】

- 令和2年7月1日から、プラスチック製買物袋の有料化が始まりました。
- 有料化の対象となるのは、プラスチック製の買物袋で、紙袋、布の袋、および持ち手のない袋は対象外です。
- 繰り返し使用できる厚手のもの、生分解性プラスチックの配合率が100%のもの、バイオマス素材の配合率が25%以上のものも対象外となっています。

参考：経済産業省「レジ袋削減にご協力ください！」ページ

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

テント設置の仕方

テントが風で飛んで来場者や出店物等に当たらないように、しっかりとテントの足それぞれに紐などで重りを固定してください。

テントの足一つにつき 10 kg程度（全部で 40 kg程度） を目安に重りをご用意ください。

■ 10 kgの目安

ストーブの給油等に使用するポリタンク	標準 18ℓ入りに水を 2/3（約 12ℓ）程度入れたもの
コンクリートブロック	10cm 幅の製品 あらかじめ穴が開いていますので、取り付けしやすくなっています。

■ NG 例

鉄製おもり	3 kgや 5 kgのものが多く、強い風で簡単にテントが浮き上がります。
レンガ	種類によって異なりますが、一つにつき通常 2 kg 程度しかないので、数個では重さが足りません。
ペットボトルに水をいれたもの	2ℓのペットボトルに水を満タンに入れた場合、その重さは、2 kgとなります。 もし、ペットボトルで対応される場合は、テントの足 1 本につき 5 本程度のボトルを用意し、足とボトルをしっかりとつないでください。 ※6本入りなどの段ボールに入ったまま箱ごと括りつけるのは、紐が外れる可能性がありますので、お勧めいたしません。



←写真上段がコンクリートブロックです。様々な種類がありますが、スタンダードタイプは長さ 390×高さ 190×厚さ 100(mm)ほどとなり、種類によって重さが変わります。写真下段のポリタンクは、スーパーやホームセンター等で販売されている、主に灯油などに使われる 18ℓ入りのものです。保存水用 10ℓ入りなど特殊な用途の商品もあります。

露店営業が可能な品目

愛知県では、露店により行う営業で調理、販売及び製造できる品目が定められています。最新情報につきましては、江南保健所にて各自でご確認ください。

《問合せ先》

江南保健所

TEL. 0587-56-2157

〒483-8146

江南市布袋下山町西 80

また、コピー商品など法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと主催者が判断したものは販売できません。

火気取扱いについて

火気をご使用の場合は、火災防止の為、消火器を各自ご用意ください。消防署が検査を行う場合があります。

■ガソリン等の貯蔵・取扱いに係る留意事項

(1) ガソリンの火災危険性に関するスタッフへの周知

出店者が火気を使用する屋台等において、ガソリン等の危険物の貯蔵や取扱いを行う場合は、ガソリンの引火点が約 -40°C と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏れ出すと、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があることについて、自身の出店に係るスタッフや関係者に対して改めて周知すること。

(2) 金属製容器の保管時の注意事項

ガソリンは電気の不良導体（静電気が蓄積しやすい液体）なので、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵や取扱いを実施すること。
その場合においても火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。

(3) ガソリンを注油する際の注意事項

ガソリンの漏れや溢れが起きると容易に火災に至る危険性があることから、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに、開口前の圧力調整弁の操作等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。発電機の稼働中には断じて注油しないこと。

■火気器具を使用する屋台等に係る留意事項

屋台等でガスコンロ等の器具を使用する場合は、消火器を設置するとともに、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。
また、プロパンガスポンペを使用する場合は直射日光の当たらない通気性良所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

露店等開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください

- (1) 開設場所は、消防水利(消火栓、防火水槽等)の位置から 5m以内の場所には設置しないこと。
- (2) 消防車の侵入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- (3) 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底すること。(消火器の使用期限にご注意ください)
- (4) 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- (5) LPガス、カセットコンロ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- (6) 可搬式発電機は、原則使用しないこと。やむを得ず、可搬式発電機や危険物容器を使用する場合は、消火器を設置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
(発電機は途中で給油することのないようにすること。)
- (7) 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。

《問合せ先》

岩倉市消防本部総務課総務グループ

T E L 0587-37-5333

出店条件・審査について

【出店の条件】

出店の条件は、「出店の詳細」P.6～9 及び、本要領に記載された全ての内容についてご理解、遵守いただける団体及び個人事業者の方です。

応募された場合は、本要領に同意していただいたものとみなします。

出店要領及び出店申込書の内容についてご不明な点は、主催者までお問い合わせください。

【審査について】

応募書類の内容に基づき審査します。該当者多数の場合は、市内事業者を優先し、抽選を行います。審査の内容についての詳細はお応えいたしかねます。

【出店取消について】

出店要領の内容に関する違反等が認められた場合、主催者の判断で出店をお断りする場合があります。

また、イベント当日に過失、故意を問わず重大な事故を起したり、主催者の指示に従っていただけない場合は、今後イベントへの出店をご遠慮いただきます。

各種申請について

【試飲や試食をする場合】

スーパーの食品売り場で見かけるようなタイプの試飲や試食については、特に許可申請の必要はありません。詳しくは江南保健所までご確認ください。

【野菜や果物を販売する場合】

保健所への申請は不要となります。

【火を利用する場合】

火を利用する場合には岩倉市消防署への申請が必要になります。

申請は事務局にて行いますので、必ずお申込みフォームに記入をお願いします。

申し込み時に記載をした方のみ、当日、火の利用が可能となります。それ以外の方は一切使用を禁止致します。また出店場所は事務局で決定させていただきます。

搬入、搬出について

会場内状況により時間に変更になる場合があります。

搬入・搬出、駐車については、開催前に送付する「出店・駐車許可証」を車両に掲出してください。

搬入時間	午後3時～午後4時30分頃を予定
出店準備	搬入後、午後5時頃まで
ナイトマルシェ開催時間	午後5時30分～午後8時30分
市民盆おどり開催時間	午後6時30分～午後8時30分
搬出時間	午後8時40分(交通規制解除後) ～午後9時30分
出店片付け・撤収完了	午後8時30分～午後9時30分

【延期・中止のとき】

- 悪天候等による開催の延期及び中止の判断は、当日の午後1時までに行います(「いわくら夏まつり市民盆おどり」の規定に準じて開催の有無を判断しますので、予めご了承の上、お申込みください)。

【搬入について】

- 詳しい搬入時間は、出店決定後お知らせします。
- 午後5時30分から交通規制がはじまります。
- 指定された時間内に搬入してください。
指定された時間外に到着した場合は、駐車スペースから台車などで搬入してください。
- 会場内は非常に出店ブースが密集しているため、車両の出入りが多くなります。テント横での荷降ろしはすみやかに行き、車両は指定された駐車場へ移動をお願いします。

【出店準備】

- 搬入後から開催時間までは出店準備時間となります。イベント開催時間に合わせて開店できるよう、準備をお願いします。
- 午後5時30分以前の販売は禁止です。

搬入、搬出について

【片付け・搬出について】

- イベント開催中は、搬出ができません。
- イベント終了後の片付け時間は 午後 8 時 30 分からです。
- 商品の売り切れなどで販売が終了した場合でも、お客様への事故防止のために片付けはせずに待機をお願いします。
- 午後 8 時 40 分から交通規制が解除されるため、搬出は午後 8 時 40 分以降となります。
- 本部から車両進入開始のアナウンスがあるまで進入は禁止です。
- 会場内の安全確認が取れ次第、会場への車両進入を開始します。その際は本部からアナウンスいたします。
- やむを得ない場合を除いて、会場内での台車などによる荷物の移動は、お客様との接触事故の危険があるためご遠慮ください。
- 午後 9 時 30 分までに、搬出完了してください。搬入搬出等時間やルールを守れない人は、次回以降出店できなくなる場合があります。

注意事項

- 主催者の指示には必ず従ってください。従っていただけない場合は出店を中止して頂く場合もあります。
- 出店ブースの位置は、カテゴリー別に分けて決定いたします。変更希望は事務局では一切受け付け致しません。
- 全ての設置物及び営業行為は、決められた出店ブース内で行っていただきます。
- その他の会場通路及び出店ブース以外での展示、販売、PR活動は禁止致します。
- 来場者の整理や誘導は、各出店者様の責任において行ってください。
- 販売及び運営によって生じる出店者間のトラブルについては、事務局関係者が調整に当たりますが、できるだけ当事者同士で互いに理解を得るように解決してください。
- 各ブース内で音響機材を使用する場合、過度の音量は緊急時の一斉放送の障害や近隣ブースへの迷惑やトラブルの原因になりますのでご遠慮ください。
- ブース内での音量を絞って頂く場合がございます。
- ブース内でのワイヤレスマイクの使用はご遠慮ください。
- 鐘・太鼓などの楽器類の持ち込みはご遠慮願います。
- ブース内での火気の使用をする場合は事前に申請ください。消防署への届出が必要で、内容によってはお断りさせていただく場合がございます。
- 特に以下の物品は出店を禁止致します。コピー商品(模造品)、薬物(麻薬類、違法商品)、医薬品、医薬部外品、ポルノ商品、契約商品(不動産、金融関連など無形財産)、台車を必要とする物品。
- その他注意事項として以下の行為を禁止致します。
 - 政治、宗教の勧誘活動、募金、寄付活動、騒音、悪臭、通行の妨げになるような行為。
 - 本イベントの正常な運営に支障を生じる恐れがあると認められたものについては、その品目の出店を制限、または禁止する場合があります。
- 悪天候により、主催者の判断にて本イベントを中断または中止する場合がございます。
- 会場内での事故やトラブル等に関して、主催者は一切関知しませんのでご注意ください。

※上記、禁止事項は適時改訂されますので、主催者の指示に従ってください。

雨天時等の対応について

【基本事項】

荒天の場合は中止となります。

少雨決行ですが、天候により一部の催事が中断・中止になる場合があります。

【中止の場合】

- 開催中止の場合は、岩倉市ホームページ、いわくら観光振興会 Facebook ページ上で発表いたします。
- 電話による中止連絡はいたしません。

【中止判断タイミング】

- 当日午後 1 時までに決定し、岩倉市ホームページ、いわくら観光振興会 Facebook ページ上でお知らせいたします。
- 突風やゲリラ豪雨等の急な天候悪化の場合には、イベント開催後でも中止にさせていただきます場合があります。

【返金について】

- 雨天による中止の場合（当日の急な荒天による中止も含む）、出店料を一部（1 日あたり 2,000 円）返金します。
- イベント開始後、天候の影響等による主催者判断の開催時間の短縮については、返金いたしません。
- 感染症拡大防止のため中止になった場合は、全額返金いたします。振込手数料等はおお客様のご負担となりますので、ご了承ください。
- 出店者都合のキャンセルの場合は返金いたしません。

保険について

■ イベント保険につきまして

岩倉市とNPO 法人いわくら観光振興会は「いわくら de ナイトマルシェ」を催行するにあたりイベント保険に加入しますが、補償内容に出店者同士の事故等は含まれないため、ご注意くださいとともに、出店に係る賠償保険等は必要に応じて各自で加入してください。

出店に係るトラブルに関して、主催者は責任を負いかねますので、何卒よろしくお願いたします。

NPO 法人いわくら観光振興会

<https://iwakura-kanko.com>

〒482-8686

愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市役所 1 階

岩倉市観光情報ステーション内

tel.0587-81-3368 fax.0587-66-1189

mail@iwakura-kanko.com